



固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較し、本人の土地や家屋に関する評価が適正かどうかについて、「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」により確認することができる制度です。

縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 資産税課(市役所2階)
因島瀬戸田資産税係
(因島総合支所2階)

縦覧できる人 固定資産税の納税義務者、その代理人

必要なもの 公的な身分証明書、法人の場合は代表者印、代理の場合は委任状

固定資産税課税台帳の閲覧

本人の所有する資産の確認は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により行うことができます。縦覧期間中は無料です。

閲覧場所 資産税課、因島瀬戸田資産税係、各支所(御調・向島・瀬戸

田・百島・浦崎)、向東連絡所

固定資産税・都市計画税の納税通知

平成25年度固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、5月中旬に発送予定です。

納期限

【第1期】5月31日(金) 【第2期】7月31日(水)

【第3期】9月30日(月) 【第4期】12月25日(水)

固定資産税課土地係(☎0848-25-7162)

家屋係(☎0848-25-7164)

因島瀬戸田資産税係

(☎0845-26-6228)

水道局の「料金・検満メーター取替業務」を委託しています

水道局では、「料金業務」と「検満メーター取替業務」について、民間事業者に委託しています。平成25年

度の受託事業者は次のとおりです。

■料金業務

委託事業者 フジ地中情報㈱広島支店

委託期間 4月1日～平成26年3月31日

委託内容 電話・窓口業務、閉開栓異動業務、検針業務、調定・請求業務、収納・還付業務、滞納整理業務

■検満メーター取替業務

委託事業者 尾道管工事協同組合

委託期間 4月1日～平成26年3月31日

委託内容 有効期限満了となる水道メーターの取替業務

※業務従事者は、水道局発行の「名札」と「業務委託受託者証」を携帯していますので、不審な場合は提示を求めるか、水道局へお問い合わせください。

☎水道局庶務課料金係

(☎0848-37-9300)

連続テレビ小説「てっぺん」再放送!

尾道市が舞台となった「てっぺん」が、NHK-BSプレミアムで再放送されます。

放送日 4月8日からの月～土曜 19:00～

放送局 NHK-BSプレミアム

☎観光課(☎0848-25-7184)

©NHK



ようこそ尾道へ! 新たに尾道市へ来た皆さんへ

住所などを異動したら、14日以内に住民異動の届出をお願いします。届出をしないと、選挙のお知らせや健康保険・各種福祉関係の行政サービスなどに影響を及ぼすことがありますので、ご注意ください。

届出先 本庁市民課か各支所

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

必要なもの 転出証明書(他市からの転入届の場合)、本人確認ができるもの(運転免許証・住基カード・パスポート・保険証など)、委任状(同一世帯以外の方が代理で届出に来る場合)、国民健康保険・介護・後期高齢などの各種保険証

※届出については事前にお問い合わせください。

■電話予約で住民票・印鑑証明書が

平日夜間や休日に受け取れます

予約場所 本庁市民課、因島総合支所

御調・向島・瀬戸田支所

対象 住民票、印鑑証明書

予約者 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人
受取者 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

予約方法 受取希望当日(※受取希望日が休日の場合は、その直前の開庁日)の8:30～17:00に受取をす
る場所(下記予約先)へ電話

受取場所 予約した場所の警備室

受取時間 平日/17:30～21:00・休日/9:00～17:00
の希望の時間

受取に必要なもの

①受取者の本人確認書類[※顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等、官公署が発行した写真付きの書類(お持ちでない場合は利用できません。)]

②印鑑証明書の場合は、証明する人の印鑑登録証(カード)

☎市民課(☎0848-25-7102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

ゴールデンウィークは次の日程で「燃やせるごみ(可燃)」を収集します

4月29日(祝)	旧尾道地域 (下記を除く地域)	燃やせるごみが月・木曜の地域
	向島町	
	御調町	
	因島地域・瀬戸田町	
5月3日(祝)	旧尾道地域 (下記を除く地域)	燃やせるごみが火・金曜の地域
	向島町	
	御調町	
	因島地域・瀬戸田町	
5月6日(月)	旧尾道地域 (下記を除く地域)	燃やせるごみが月・木曜の地域
	向島町	
	御調町	
	因島地域・瀬戸田町	

※ 4月29日、5月3・6日のごみ持込受付はありません。
※ 燃やせるごみ以外の収集は休みです。

ごみ分別の
出張説明

「ごみの分別について知りたい」「ごみの分け方・出し方が分からない…」など、地区・グループ単位で希望がありましたらお問い合わせください。(日程調整・会場確保をお願いすることがあります。)

尾道市シティブリキング連絡協議会・地区公衆衛生推進協議会 旧尾道地域・シティブリキングの日程

住民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

※ 御調町・向島町・因島地域・瀬戸田町は従来の方法で実施します。

5/12(日)	土堂・三成・高須・日比崎・西藤・浦崎・木ノ庄西
5/19(日)	栗原・栗原北
6/2(日)	久保・筒湯・新高山・長江・木頃・百島
6/9(日)	吉和
6/16(日)	向東・山波・原田・木ノ庄東
6/30(日)	予備日

〇尾道市公衆衛生推進協議会 (☎0848-24-1177)

休日のごみ持込受付は「4月28日(日) 8:30～12:00」

対象物は、家庭からのごみです。正しく分別して持ち込んでください。

①尾道市クリーンセンター (※資源物・粗大ごみも含む)	〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
②南部清掃事務所 (※粗大・燃やせないごみも含む)	〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
③瀬戸田名荷埋立処分地 (※生ごみを除く)	〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454/当日☎0845-27-4810)

※ 向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。

市役所の組織が変わりました

〇職員課行政経営係 (☎0848-25-7461)

- ◆ 健康推進課は、超高齢化社会に備え、健康寿命の延伸(元気で長生き)を図る事業を効率的、効果的に実施するために、2係を3係に再編し、新たに**元気づくり係**を設けました。
元気づくり係では、成人保健を主な業務とし、保険年金課が担っている特定健診・保健指導業務と連携した事業を実施します。
また、予防係では、医療対策、予防接種を含む感染症予防対策を重点的に対応し、保健係では、成人保健以外の母子・精神保健業務を重点的に対応します。
- ◆ 工事執行者から独立した立場で、より適正かつ厳正な検査を行い、工事に関する技術的水準の確保を図るため、契約管財課に**工事検査係**を新設しました。
- ◆ 因島瀬戸田税務課の因島市民税係、資産税係は、効率的な賦課業務を行うため、それぞれ市民税課、資産税課の所管とし、名称を**因島瀬戸田市民税係**と**因島瀬戸田資産税係**としました。
- ◆ 総務課**向東支所**は、島内により総合的な業務を行う向島支所があり、尾道大橋の無料化を機に廃止しました。
- ◆ 因島瀬戸田地域教育課は、本庁に集約すべき業務を見直し、教育総務係、生涯学習係の2係を統合して、名称を**地域教育係**としました。

- ◆ 政策企画課は、尾道大橋の無料化と延伸道路の通行料金に一定の道筋ができたことに伴い、**交通政策係**を廃止し、業務を政策企画係へ統合しました。
- ◆ 情報システム課は、基幹系システムの更新による業務減に伴い開発係、管理係の2係を統合し、名称を**情報システム係**としました。
- ◆ 南部清掃事務所**瀬戸田分所**は、瀬戸田汚泥再処理センターを民間委託することにより、係を廃止しました。
- ◆ 土木課は係再編を行い、土木一係、土木二係、土木三係、事業調整係の4係を**土木一係、土木二係、事業調整係**の3係としました。
- ◆ 用地課は、効率的に業務を行うために、用地一係、用地二係の2係を統合し、**用地係**としました。
- ◆ 消防局総務課は、効率的に業務を行うために、庶務係、財務係の2係を統合し、**総務係**としました。

向東支所の廃止について

証明書発行等の業務については、サンボル尾道(向東町8670-2)内にある、向東連絡所で行っています。

業務時間 8:30～17:15(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
〇総務課(☎0848-25-7332)向東連絡所(☎0848-44-0210)

暮らし応援します！ ～各種補助金など～



住宅用太陽光発電システム設置補助金

☎環境政策課(☎0848-25-7430)

4月1日より受付中です。既定数に達し次第終了します。

交付額 1件5万円 既定数 300件

補助対象 市内の自ら居住か居住予定の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に住宅用太陽光発電システム(以下システム)を設置する人(※システムは未使用品が条件。中古品は対象外)

■補助をうけるために必要なこと

- ◎申請時に設置工事を行っていないこと(建売住宅の購入の場合は引渡しを完了していないこと)
- ◎平成26年3月10日までに各設置工事を完了すること(建売住宅の購入の場合は引渡しを完了すること)
- ◎平成26年3月10日までに自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約を結ぶこと
- ◎尾道市内在住、または平成26年3月10日までに転入すること
- ◎尾道市税等の滞納がないこと

■補助対象となるシステム

- ◎太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であること、太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書(J-PEC第0810-0011号)の要件に適合すること

防犯灯の管球交換と設置・修繕の補助金

☎総務課(☎0848-25-7216)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6201)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

■防犯灯の管球交換

市が無償で行っていますので、次の①②を電話でご連絡ください。

- ①防犯灯の近くの人の住所・名前など場所が特定できる情報(電柱番号も分かればお知らせください。)
- ②連絡した人の名前、電話番号

■防犯灯の新設・修繕・移設の補助金

町内会等がLEDの防犯灯を新設する場合、または防犯灯を修繕するため蛍光灯からLEDに交換する場合、2万円を上限に補助します。また、蛍光灯の防犯灯を修繕または移設する場合は、費用の3分の2(上限6千円、千円未満切捨)を補助します。

子育て世帯等の住宅リフォーム費用を補助

☎建築課(☎0848-25-7247)

お子さんや高齢者、障害のある人が住居内で安心して暮らせるよう、住宅リフォーム費用の一部を補助します。
補助金額 補助対象工事費用の10分の1以内(千円未満は切捨)で10万円を限度

対象 次のいずれかに該当する世帯で、市税等を滞納していない世帯の世帯主

- 子育て世帯(同居者に18歳未満の人がいる世帯か居住者に出産前で母子健康手帳の交付を受けた人がいる世帯)
- 60歳以上の人がいる世帯
- 障害者世帯(居住者に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳か療育手帳の交付を受けた人がいる世帯)

対象となる住宅 補助対象者の居住のために、自己または親族(2親等まで)が市内に所有する住宅(店舗等併用住宅の場合は住宅部分に限る)または分譲住宅

対象工事 次の(1)～(5)のすべての要件に該当するもの

- (1)市で定めた補助対象工事であること(詳しくはお問い合わせください。)
- (2)施工者は、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者であること
- (3)補助金交付決定後に着工し、平成26年3月末までに工事が完了するもの
- (4)補助対象工事費用が10万円(消費税額を含む)を超えるもの
- (5)介護保険法または障害者総合支援法の制度の給付や、国または県が実施する他の制度から補助を受けていないこと(ただし、一連の工事のうち各制度の給付等対象工事と重複しない補助対象工事に該当するものは、対象となる場合がありますのでお問い合わせください。)

申請方法 平成26年2月28日(金)までに、建築課・各支所にある所定の申請書類等を提出(申請書類は市のホームページからダウンロードも可。各支所から庁内便で提出可)

※申請者または1戸の住宅につき1回が限度です。



まちづくり活動を始めてみませんか 市民活動支援事業の提案募集

☎政策企画課(☎0848-25-7435)

市民の皆さんによるまちづくり活動を、補助金の交付により支援しています。

■活動育成部門

補助金額 補助対象経費の2分の1以内(上限額初年度100万円、2年度75万円、3年度50万円)の最長3年まで

提案方法 5月17日(金)までに、所定の様式により提案(後日公開プレゼンテーションを行っていただきます。)

■活動スタート部門

補助金額 補助対象経費の60%以内(上限額15万円)の1年のみ

提案方法 11月29日(金)までに、所定の様式により提案
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファクス

☎電子メール

☎ホームページ

☎申込先

☎お問い合わせ先

自転車でおのみちを楽しもう！ バイクビズおのみち補助制度

☎環境政策課(☎0848-25-7430)

電動アシスト付き自転車か幼児2人同乗用自転車の購入に対し、補助を行います。

補助金額 1件1万円 **補助件数** 60件

補助対象 市内在住の18歳以上で、平成25年4月1日以降に市内の販売店で電動アシスト付き自転車か幼児2人同乗用自転車を購入した人

受付期間 6月3日(月)～11月29日(金) 8:30～17:00

(土・日・祝日を除く)※既定数に達し次第終了

申請場所 環境政策課、各支所

申請に必要なもの

(1)必須書類

- ①領収書の写しかそれに代わる物の写し(価格、販売店住所、印、申請者名前が記載)②保証書の写し(メーカー名、品名、型番が分かる部分のみで可)③印鑑(シャチハタ不可)

(2)運転免許証を自主返納した70歳以上の人の場合

上記必須書類①②③に加え、運転免許の取消通知書か運転経歴証明書の写し

(3)幼児2人同乗用自転車を購入した場合

上記必須書類①②③に加え、扶養する幼児の健康保険証の写し(2人分)

補助金交付の流れ

購入→申請書提出(利用計画等を記載)→申請書受理→購入した自転車にステッカーを貼ってバイクビズの取組(60日間)→実績報告書(走行距離等を記載)提出→補助金の交付



歴史的風致維持向上計画における補助金交付事業

☎まちづくり推進課(☎0848-25-7222)

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域において、空き家の再生や老朽危険建物の除却など、その費用の一部を補助する事業です。補助についての相談は、随時受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

■対象となる地域

- 尾道・向島歴史的風致地区 約200ha
- 瀬戸田歴史的風致地区 約137ha

■事業の内容

【まちなみ形成事業】

歴史的建造物等(建築後長期間年数が経過し、歴史的資料等のある建造物・工作物)の所有者または管理者が、景観形成の方針(色彩等の基準)に沿った外観の修理や変更等を行う場合、経費の3分の2(最大200万円)を助成します。

【沿道建造物等修景整備事業】

沿道建造物等(道路美装化対象路線等に面する建築物・工作物等)の所有者または管理者が、景観形成の方針(色彩等の基準)に沿った外観の整備等を行う場合、経費の3分の2(最大20万円)を助成します。

【空き家再生促進事業】

空き家(概ね1年以上継続して使用されず、建築後30年以上の建築物)の所有者または賃借者等が、台所や浴室等を改修して居住する場合、経費の3分の2(最大30万円)を助成します。

【老朽危険建物除却促進事業】

老朽危険建物(周辺の景観・住環境を悪化させ放置されており、不良度判定基準により認定された建築物)の所有者か所有者の相続人等が、解体業者による除去を行う場合、経費の3分の2(最大60万円)を助成します。

中小企業者の皆さんへ～有利な制度をご利用ください～ 市の中小企業融資制度

☎商工課(☎0848-25-7182)、市中金融機関、尾道商工会議所(☎0848-22-2165)、因島商工会議所(☎0845-22-2211)
尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)、同御調支所(☎0848-76-0282)、同瀬戸田支所(☎0845-27-2008)

融資利率を引き下げ！

保証料補助の条件を変更して延長しました！

対象 市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

◆ここが有利です◆市が信用保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率を設定しています。(所定の料率0.45%～1.9%が0.32%～1.0%となります。)さらに、一定の条件に基づき、本人負担の信用保証料に相当する額を補助する制度(保証料特別補助金交付制度[※1])もあります。

融資制度の種類 (平成25年4月1日現在)

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	普通貸付 会社・個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円	7年以内 (内据置6カ月以内)	短期年2.1%以下 (1.7%)以下 長期年2.3%以下 (1.9%)以下	所定の信用保証料率 0.45%～1.9% うち 本人負担分 0.32%～1.0% ※所定の料率から本人負担分へ引き下げた部分は市が負担 ※さらに本人負担分を補助する制度あり
	小口貸付 会社・個人 500万円	7年以内 (内据置6カ月以内)	短期年2.0%以下 (1.6%)以下 長期年2.3%以下 (1.9%)以下	
設備資金	会社・個人2,500万円 事業協同組合等2,800万円	10年以内 (内据置1年以内)	年 2.3%以下 (1.9%)以下	

- ◎運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。
- ◎融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。
- ◎短期とは1年以内を、長期とは1年を超えて融資期間内をいう。

担保・保証人等 取扱金融機関または広島県信用保証協会所定の方法による

[※1]尾道市中小企業融資保証料特別補助金交付制度

対象 尾道市中小企業融資制度において500万円以下の運転資金を利用した事業者
補助内容 事業者が負担した信用保証料に相当する額(千円未満切捨)※期間中1事業者につき1回限り
適用期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日の融資実行分を対象